

議案第102号

筑西市附属機関に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和6年11月27日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

筑西市附属機関に関する条例（令和2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表男女共同参画推進協議会の項の次に次のように加える。

アルテリオ在り方等検討委員会	アルテリオ（しもだて地域交流センター及びしもだて美術館）の在り方その他市長が別に定める事項について検討をし、市長に報告すること。
----------------	--

別表第2項の表学校の在り方検討委員会の項の次に次のように加える。

義務教育学校・協和地区準備委員会	協和地区における義務教育学校の開校に関する事その他教育委員会が別に定める事項について調査又は審議をし、教育委員会に報告又は意見の具申をすること。
------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項の表固定資産評価員の項の次に次のように加える。

アルテリオ在り方等検討委員会	委員長	日額	5,500円
	委員	日額	4,800円

別表第3第1項の表学校の在り方検討委員会の項の次に次のように加える。

義務教育学校・協和地区準備委員会	委員長	日額	5,500円
	委員	日額	4,800円